

「手話通訳士（仮称）」認定基準等に関する報告書

昭和63年3月30日

財団法人 全日本聾唖連盟

手話通訳認定基準等策定検委員会

報告にあたって

聴覚障害者が社会の構成員の一人として、さまざまな社会活動に参加し貢献するうえで、手話と手話通訳が重要な意味と役割を果たしていることは、広く認識され国民の支持と理解を得てきている。わが国の手話は、聴覚障害者の永年の努力により育てられ、いわゆる「標準手話」として整理された語彙も5,000語を超えるまでに至り、広く普及してきている。手話を多少とも理解できる人口は、聴覚障害者を含めて50万人を超えると推定され、手話を学ぶ人は毎年3万人を超え、小中学校においても手話クラブが誕生しているほどである。また、都道府県に登録されている「手話奉仕員」は約3万人にのぼり、相当程度の手話通訳能力を有する者も2千人に達し、聴覚障害者への手話通訳サービスは着実に進展をみせている。

聴覚障害者のための大学の開設など高等教育への手話導入、政見放送への手話通訳の導入の検討、職場における手話の利用等、聴覚障害者のさまざまな領域への進出に伴い、聴覚障害者にコミュニケーションを保証し、正確な情報を伝達し得る高度な専門性を有する手話通訳者の必要性が高まってきている。また、一方では、手話を主なコミュニケーション・情報伝達手段とする聴覚障害者は、いろいろな情報通信機器の発達、通信網の整備による高度情報化社会が出現しつつあるなかで、社会の変化に対応できず、情報の利用や活用が困難な状況におかれて

いる。これらの聴覚障害者にとって手話通訳者は、健聴者及び社会とのかけ橋であり、パイプである。

このように重要な役割を果たす手話通訳者については、現在約20の都道府県で評価認定がなされているが、その認定基準はまちまちであり、全国レベルで斉一統一的基準によって認定がなされ、聴覚障害者が安心して、適切な手話通訳を受けられるようにすることが求められている。その第一歩として、昭和60年5月に報告された「手話通訳制度調査検討報告書」は、高度な専門性と専門職としての倫理を備えた「手話通訳士（仮称）」の資格認定等の必要性を提言した。

本委員会は、全日本聾唖連盟理事長より、手話通訳認定基準等の検討について委嘱され、昭和61年7月より昭和63年3月まで検討を進めてきた。

「手話通訳士」の職務及び専門性については、昭和62年5月に「中間報告」で示したところであるが、本委員会で更に検討した結果、「手話通訳士」については以下、(1)に示す職務と専門性を有することを前提として、(2)に掲げるような認定制度が適当であるという結論に到達した。

(1) 「手話通訳士」の職務と専門性のあり方

「手話通訳士」の職務

「手話通訳士」の職務とは、聴覚障害者にかかわる「コミュニケーション」が円滑かつ確実にでき

るように、聴覚障害者が用いる多様な表現手段や、そのレベルに対応して、仲介・伝達すること。また、これらの「コミュニケーション」が正確・対等に行われるのに必要な場面や状況等についての情報を聴覚障害者と健聴者に提供することである。

「手話通訳士」の専門性

「手話通訳士」の専門性とは、聴覚障害者の直面するさまざまな問題を理解しており、

- (i) 国語の理解が不十分な聴覚障害者に対する場合でも
- () 個人的社会的に重要かつ複雑な場面で、迅速に確実なコミュニケーション・情報を確保する必要がある場合でも
- () 高等教育や企業内教育のように専門的用語が使用される場合でも聴覚障害者に十分に伝達できる通訳技術を言う。

(2) 「手話通訳士」の認定制度のあり方

「手話通訳士」とは国が定めた試験基準に従って実施される認定試験に合格したものとす

る。「手話通訳士」の通訳能力とは音声語を手話に、手話を音声語に同時に通訳できるものとする。

「手話通訳士」認定試験の合格者は、「手話通訳士認定試験委員会」に登録することによって、「手話通訳士」を称することができる。

認定試験は、一次試験と二次試験に分けて実施し、二次試験には実技試験を含むものとする。

本委員会は、以上のような「手話通訳士」認定制度の実現に向けて、その具体的基準策定等を中心と

して検討を進めてきたところであるが、今般ここに最終報告をするものである。

尚、この検討の過程で、重要なテーマとして「手話通訳士」の養成および「手話通訳士」認定以後の課題について検討する必要が認められたので、若干の検討を行い、その結果を付言した。

また、このような手話通訳認定制度の発足によって、現在、手話通訳に携わっている手話通訳者、手話奉仕員、その他多くのボランティアが軽視されるものではない。むしろ、手話通訳者の専門性の確立により、手話によるコミュニケーションの社会的評価が高まり、多くのボランティアの励みとなるとともに、これらの人々の一体となった幅広い活動によって、聴覚障害者のさまざまなコミュニケーションに応える体制の進展を、期待するものであることを特に強調しておきたい。

全日本聾唖連盟におかれては、関係方面の理解と協力を待つ、一日も早く「手話通訳士」の認定・養成等の実現に向けて努力されるよう期待するものである。

終わりに、昭和57年11月にスタートした手話通訳制度調査検討委員会から、今回の手話通訳認定基準策定検討委員会に至る5年余の長きにわたって、文部、厚生、労働、地方等の行政機関、あるいはNHK、手話通訳従事者等、さまざまな立場にある多様な委員の皆様が、ただ一つ聴覚障害者の社会参加の実現に不可欠な手話通訳問題の前進のために、高い視野に立ち、粘り強くご参加いただいたことについて、心から感謝の意を表したい。

昭和63年3月30日

手話通訳認定基準等策定検討委員会
委員長 板山賢治

第1. 「手話通訳士」の認定について

「手話通訳士」の必要性、並びに「手話通訳認定制度」の重要性については、「手話通訳制度調査検討報告書」（昭和60年5月20日）及び「中間報告」においてすでに明らかにしたところである。

以下、「手話通訳士」の認定にあたっての「手話通訳士認定試験」要綱、及び「手話通訳士認定試験」実施要領について、次によって行うことが適当

であることを提言する。

1. 「手話通訳士認定試験」要綱（案）

(1) 認定試験の目的

聴覚障害者のコミュニケーションと情報を保証し、社会参加を促進し、その生活の向上に寄与する

ために、一定の専門性と倫理性を有する「手話通訳士」を国の定める試験基準に従って、全国斉一的に認定することを目的とする。

(2) 「手話通訳士」の認定

「手話通訳士」は次の条件を有している者であつて、認定試験に合格した者とする。

聴覚障害者の生活と福祉に理解と熱意を有する者

音声語を手話に、手話を音声語に同時に通訳できる技術を有する者

聴覚障害者と健聴者の双方に、対等なコミュニケーションを行うに必要な場面や状況等についての情報を、的確に伝達する能力を有する者

(3) 認定試験の実施

「手話通訳士」の認定試験は国の公認試験とする。

認定試験は国が認定した公益法人が行う。

認定試験の実施にあたって国が認定した公益法人は、「手話通訳士認定試験委員会」を設けてこれを行う。

認定試験合格者に対しては認定証（大臣名等）を交付する。

(4) 「手話通訳士認定試験委員会」の構成

学科試験委員 10名

実技試験委員 6名

学識経験者 4名

(5) 認定試験受験資格

年齢20歳以上の者で、次のいずれか一に該当する者

(i) 手話通訳としての経験が通算して3年以上になる者

() 別に指定する手話通訳士養成機関若しくは養成課程を修了した者

(6) 試験実施の手続

募集方法

適切な広報手段によって一般に周知するとともに、都道府県障害福祉主管課、福祉事務所、都道府県聾唖団体の協力を得て行う。

試験要領

認定試験の日程、試験地、試験科目など、試験に必要な事項は「手話通訳士認定試験委員会」が決定する。

(7) 認定試験実施方法

試験方法

認定試験は第一次試験（筆記試験）、第二次試験（実技・筆記・論文・面接試験）により実施する。

試験地

第一次試験は都道府県単位とし、第二次試験は「手話通訳士認定試験委員会」が指定する場所とする。

試験回数

試験は原則として年1回とする。

試験科目

() 第一次試験は、次の科目の筆記試験とする。

(a) 専門科目

手話の基礎的知識

手話言語概論

通訳論

(b) 関連科目

聴覚障害者の生活

聴覚障害者の福祉 ()

聴覚障害者の教育

() 第二次試験は次の科目とする

(a) 実技科目

講演場面での通訳

法的場面での通訳

医療場面での通訳

芸術場面での通訳

(b) 専門科目

手話言語学

手話通訳論

聴覚障害者の福祉 ()

(c) 面接

合否の通知

第一次試験及び第二次試験の受験者には、「手話通訳士認定試験委員会」より合否の通知を行う。

(8) 第一次試験合格者の有効期限

第一次試験を合格した者については、合格した年を含めて3年に限り、第一次試験を免除することができる。

(9) 登録等

登録

「手話通訳士」認定試験に合格した者は、「手話

通訳士認定試験委員会」に登録し、「手話通訳士」を称することができる。

登録名簿の作成

「手話通訳士認定試験委員会」は、毎年登録者名簿を作成し、都道府県障害福祉主管部局・市町村等に配布する。

登録の取り消し

「手話通訳士認定試験委員会」は「手話通訳士」の死亡、また「手話通訳士」として不適当な行為があった者を名簿から削除することとする。

(10) 「手話通訳士」の責務

「手話通訳士」は、職務の重要性に鑑み、個人の秘密を守り聴覚障害者の主体性を尊重する等の倫理綱領を定め、その技術、品性、人格等の向上に努めなければならない。

2. 「手話通訳士認定試験」実施要領（案）

「手話通訳士認定試験」実施要領は、「手話通訳士認定試験委員会」が策定することとなるが、次により実施するのが適当と考える。

(1) 試験機関

第一次試験（都道府県単位）	4月下旬
1日	
第二次試験（ブロック単位）	8月下旬
2日	

(2) 試験実施の方法

第一次試験（筆記試験）と第二次試験（実技・筆記・論文・面接試験）に分けて実施する。

第一次試験（筆記試験）

(i) 試験科目

(a) 専門科目 手話の基礎的知識

手話言語概論

通訳論

(b) 関連科目 聴覚障害者の生活

聴覚障害者の福祉（ ）

聴覚障害者の教育

() 出題範囲

次の科目について基礎的知識を問うものとする。

(a) 手話の基礎的知識

手話の基本語彙及び手話での日常会話の理解度を評価することを目的に出題する。

イ．手話の基本語彙の理解

日本で出版されている30冊の手話語彙集を調べると、延べ、約23,000語が収録されている。その中で6冊以上に重複して収録されている約1,000語を基本語彙と考え、その中から3分の1程度を抽出、イラストで呈示し、音声語での記述を求める。

ロ．手話での日常会話

公的機関での手続き、病院での面談など、日常会話の理解度を調べるために、手話会話をイラストで示し、音声語での記述を求める。

(b) 手話言語概論

手話は、視覚一連動的様式を用いる点、聴覚一音声の様式を用いる音声語とは異なるが、その言語としての基本は異ならないとされている。従って、手話形態論、語彙論、統語論の基本的事項についての理解度を評価することを目的に出題する。

(c) 通訳論

通訳は、言語の異なる人々間のコミュニケーションを仲介する行為である。従って、言語の異なる人々間のコミュニケーション過程、通訳者の役割および職務、通訳の過程で生じるさまざまな問題への理解が十分であるかどうかの評価を目的に出題する。

(b) 聴覚障害者の生活

聴覚障害者は、聞こえることが前提の社会で自分たちの生活を守り、自立した生活を営むために独自の言語やコミュニティを作り出してきた。

従って聴覚障害者が音声語を中心とした社会で情報を得るのにどのような困難があり、健聴者と接する時にどのようなコミュニケーション上の問題が生じ、どのような心理的葛藤があるのかについての理解度を評価することを目的に出題する。

(e) 聴覚障害者の福祉（ ）

身体障害者福祉法で定められている聴覚障害者の法的範囲や地方自治体が聴覚障害者に提供している種々の福祉サービス、また「国際障害者年」及び「国連・障害者の10年」の中で明らかになった聴覚障害者の人権やその

擁護の問題についての理解度を評価することを目的に出題する。

(f) 聴覚障害者の教育

聴覚障害教育の歴史および学校教育や職業教育の現状等についての理解度を評価することを目的に出題する。

(iii) 出題方式

真偽式，完成方式，択一式，組合せ式等客観的に採点可能なものとする。

(iv) 出題数・点数配分及び試験時間

(科目)	(出題)	(採点)
手話の基礎的知識	20	100点
手話言語概論	10	50点
通 訳 論	10	50点
聴覚障害者の生活	10	50点
聴覚障害者の福祉()	10	50点
聴覚障害者の教育	10	50点

試験時間は全体で200分とする。

(v) 出題方針

出題にあたっては，次の事項に留意する。

- (a) 機械的記憶に頼るような出題はさける。
 - (b) 理解，経験の裏付けのある知識を検査する。
 - (c) 出題範囲から平均して出題し，一分野に片寄ることはさける。
 - (d) 当用漢字・現代かなづかいを用いる。
- 第二次試験（実技・筆記・論文・面接）

() 試験科目

(a) 実技科目

- 講演場面での通訳
- 法的場面での通訳
- 医療場面での通訳
- 芸術場面での通訳

(b) 専門科目

- 手話言語学
- 手話通訳論
- 聴覚障害者の福祉()

(c) 面接

(ii) 出題範囲

(a) 実技科目

- イ．講演場面での通訳
選挙における立候補者の政見放送，講習会での講演場面等を模擬的に再現し，これ

らの場面で通訳ができるかどうかの評価を目的に出題する。

ロ．法的場面での通訳

警察・裁判の場面等を模擬的に再現し，これらの場面で通訳ができるかどうかの評価を目的に出題する。

ハ．医療場面での通訳

病院での受診手続き，医師の問診，診断結果の説明等の場面を模擬的に再現し，これらの場面で通訳ができるかどうかの評価を目的に出題する。

ニ．芸術場面での通訳

テレビドラマ，演劇等の場面を再現し，これらの場面で通訳ができるかどうかの評価を目的に出題する。

(但し，これらの実技科目では，一般常識についても十分評価できる内容とする。)

(b) 専門科目

イ．手話言語学

手話形態論，語彙論，統語論について，第一次試験の内容よりもやや専門的なものを加えて，その内容を理解しているかどうかの評価を目的に出題する。

ロ．手話通訳論

手話通訳者の役割及び職務，手話通訳過程で生じるさまざまな問題への理解が十分であるかどうかの評価を目的に出題する。

ハ．聴覚障害者の福祉()

聴覚障害者の人権やその擁護，聴覚障害者の情報受容の困難さ等の問題の理解が十分であるかどうかの評価を目的に出題する。

(c) 面接

人間性，社会常識，聴覚障害者問題の理解，手話通訳への志向性等について質問し，またこれをテーマに集団的に討論させ，手話によるコミュニケーション能力についても観察するとともに，これらの事項の理解度を評価することを目的に出題する。

() 出題方式

(a) 実技科目は，講演，法的，医療，芸術等の各場面を模擬的にビデオ等で再現し，通訳させる。

但し、この模擬的場面には音声語から手話、手話から音声語への通訳の両方を含むものとする。

イ. 音声語から手話への通訳（聞きとり通訳）

テープレコーダーで再生した話し言葉を聞いて手話に通訳させる。

試験官が手話を見ながら評価するとともに、後でさらに詳しく評価するために受験者の手話表現はビデオに録画する。

試験場面それぞれについて、テープレコーダ、ビデオ各1台、補助者1名を配置する。（図Ⅰ）

ロ. 手話から音声語への通訳（読みとり通訳）

(ア) 口頭通訳

ビデオで再生した聴覚障害者の手話を読み取り、音声語に通訳させる。

試験官（健聴）が音声語を聞きながら評価するとともに、評価の資料とするために受験者の言葉はテープレコーダでテープに収録する。

試験場面それぞれについてテープレコーダ、ビデオ各1台、補助者1名を配置する。（図Ⅱ）

(イ) 筆記通訳

ビデオで再生した聴覚障害者の手話を読み取り、文章化させる。

試験官は、書かれた文章を見て評価する。

1台のビデオを15人程度が一緒に見ることができるので、この試験は集団で行われる。

15人の受験者につき1台のビデオと補助者1名を配置する。（図Ⅲ）

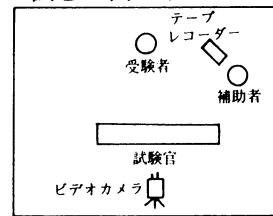
(b) 「専門科目」については、真偽式、完成方式、択一式、組み合わせ式等、客観的に採点可能なものと文章による解答を求めるものを組み合わせる。

また、「聴覚障害者の福祉（Ⅱ）」では聴覚障害者と人権、情報、コミュニケーションに関するテーマで小論文を課す。

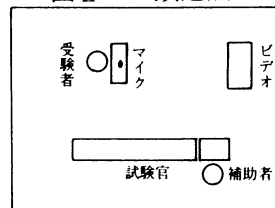
(c) 面接は、テーマに従って受験者数人に手

話で討論させたり、聴覚障害者の試験官が手話で質問し、受験者に手話での解答を求めて評価する。

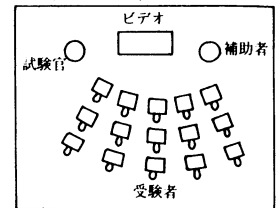
図Ⅰ 聞き取り通訳



図Ⅱ 口頭通訳



図Ⅲ 筆記通訳



(iv) 試験時間および採点方法

(a) 試験時間

イ. 実技科目

	(時間)	(採点)
講演場面での通訳	20分	100点
法的場面での通訳	20分	100点
医療場面での通訳	20分	100点
芸術場面での通訳	20分	100点

ロ. 専門科目

手話言語学	30分	100点
手話通訳論	30分	100点
聴覚障害者の福祉(Ⅱ)	60分	100点
ハ. 面接	20分	100点

(b) 採点方法

「実技科目」については、語彙選択の適切さ、表現の適切さ等の各項目の各々について5段階（100点満点とした場合は、100点、75点、50点、25点、0点）に分けて採点する。3人以上の試験官の採点の平均点を得点とする。

「聴覚障害者の福祉（Ⅱ）」については聴覚障害者の人権、情報、コミュニケーションの問題を理解しているか、論理的に筋道をたてて自分の意見を展開できるか等の各項目の各々について5段階に分けて採点する。

「面接」については、人間性、社会常識及び手話によるコミュニケーション能力等の各項

目の各々について5段階（100点満点とした場合は100点、75点、50点、25点、0点）に分けて採点する。

(3) 合否の判定

① 合格基準

第一次試験・第二次試験とも総合得点が満点の70%以上とする。

但し、一科目でも満点の50%以下の得点があった場合は不合格とする。

② 合否の通知

第一次試験・第二次試験の合格者には文書で通知する。

第一次試験合格の有効期間は、合格した年を含めて3年とする。

3年を経過した場合は、再度第一次試験から受けるものとする。

また、第二次試験の結果については、不合格理由の問い合わせにも応じるものとする。

(4) 試験班の編成

① 第一次試験の実施

「手話通訳士認定試験委員会」が試験問題を作成し、都道府県担当部局の協力を得て実施する。

試験答案は、「手話通訳士認定試験委員会」に送付され「手話通訳士認定試験委員会」が合否を

判定する。

② 第二次試験の実施

「手話通訳士認定試験委員会」は、試験班を編成し、ブロックごとに実施する。

3. 「手話通訳士」認定にあたって配慮すべき事項

(1) 「手話通訳士認定試験」の実施にあたっては、次のような配慮を行い、受験者の受験機会を拡大するよう努めるべきである。

① 公的機関（公的機関に準ずるものも含む）または公的機関が委託する事業で、手話通訳業務に通算して5年以上従事している者は、第一次試験を免除するよう検討すること。

② 全日本聾啞連盟認定通訳者及びこれと同等とみなされる者で、引き続いて手話通訳業務に従事している者は、第二次試験の受験資格を有し「実技科目」の一部を免除するよう検討すること。

(2) 「手話通訳士認定試験」の実施並びに試験合格者の登録に要する費用については、受験者並びに試験合格者の自己負担とすることを原則とするが、公的助成の方途を検討することが望ましい。

第2. 手話通訳の養成について

「手話通訳士」認定についての検討の過程で、高い専門性と倫理性を持った多数の「手話通訳士」を確保するためには、組織的体系的養成が不可欠であることが明らかになった。

従って以下、手話通訳の養成にあたっての「手話通訳者養成実施要綱」と「手話通訳養成にあたって配慮すべき事項」を提言し、最後に養成カリキュラムの具体案を示す。

1. 手話通訳養成事業実施要綱（案）

(1) 養成事業の目的

手話通訳についての知識・技能を持った者の養成を目的とする。

(2) 養成事業の実施

養成事業実施の主体は原則として都道府県・指定都市とするが、その実施にあたっては、適当な教育機関・公益団体等に委託することができる。

(3) 養成期間

期間は原則として2年とし、その間に理論150時間、実技300時間を履修するものとする。

また、理論科目の一部は通信課程を設けることも検討されてよい。

(4) 養成の対象者及びその選考

手話のある程度習得している者の中から、手話通訳や聴覚障害者の福祉に対する理解・志向及び基礎学力の程度を中心に選考する。

(5) 養成にあたる指導者

手話や手話通訳について十分な知識・技能・経験を持った者、及びそれぞれの領域の専門家がこれに

あたるものとする。

(6) 養成の費用

手話通訳の養成に必要な経費については、国及び地方公共団体の助成の方途を検討する必要があるが、教材費等を受講者負担とすることができる。

(7) 養成カリキュラム

	科 目	時 間
理論科目	聴覚障害者の生活	20時間
	聴覚障害者の福祉	30時間
	聴覚障害者の教育	20時間
	手話言語学	40時間
	手話通訳論	40時間
実技科目	日本手話（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）（注1）	80時間
	手話通訳入門	20時間
	模擬場面での通訳	100時間
	実際場面での通訳	100時間

（注1）日本手話とは、主に日本の聴覚障害者が用いている手話をいう。

① 各科目の目的及び内容

(i) 理論科目

(a) 聴覚障害者の生活

聴覚障害者は、聞こえる人々が多数を占める社会で自分たちの生活を守り、自立した生活を営むために独自の言語やコミュニティを作り出してきた。

従って、聴覚障害者が音声語を中心とした社会で、情報を得るのにどのような困難があり、健聴者と接する時にどのようなコミュニケーション上の問題が生じ、心理的葛藤があるのかについて理解させることを目的とする。

内容として、次の項目を含む。

- イ. 聴覚障害の基礎知識
- ロ. 聴覚障害者のコミュニケーションと情報
- ハ. 聴覚障害者とコミュニティ
- ニ. 聴覚障害者の社会的意識

(b) 聴覚障害者の福祉

「障害者の権利宣言」及び「国連・障害者の10年」等の中で提唱された聴覚障害者の人権やその擁護の問題、また、国や地方自治体が聴覚障害者に提供している種々の福祉サービス等について理解させることを目的とする。

内容として、次の項目を含む。

- イ. 障害者の人権思想の展開
- ロ. 聴覚障害者の社会保障と職業に関する施策
- ハ. 聴覚障害者運動
- ニ. 聴覚障害者のリハビリテーション

(c) 聴覚障害者の教育

聴覚障害は、言語獲得と密接な関係があるために、聴覚障害教育の成果は、成人聴覚障害者に大きな影響を与えている。従って、聴覚障害教育の全体を把握することなしに、聴覚障害者が持っているさまざまな問題を理解することはできない。

ここでは、聴覚障害教育の成果や問題点を、成人聴覚障害者が持っているコミュニケーション上の問題、及び日常生活の問題との関係で理解させることを目的とする。

内容として、次の項目を含む。

- イ. 聴覚障害児の発達
- ロ. 聴覚障害教育の歴史
- ハ. 聴覚障害教育の現状と課題
- ニ. 聴覚障害者の生涯教育

(d) 手話言語学

手話概論、手話形態論、語彙論、統語論等、手話の基本的構造を理解させ、手話表現及び手話通訳の際、より適切で正しい表現が可能になる基礎的知識を習得させることを目的とする。

内容として、次の項目を含む。

- イ. 手話概論
- ロ. 手話形態論
- ハ. 手話語彙論
- ニ. 手話統語論

(e) 手話通訳論

聴覚障害者の意識や集団、行動様式についての基本的理解を促し、手話通訳を行うにあたって、考慮しなければいけないさまざまな要件について理解させることを目的とする。

内容として、次の項目を含む。

- イ. 手話通訳概論
- ロ. 手話通訳者の倫理
- ハ. 手話通訳の理論と実践
- ニ. コミュニケーション方法論

(ii) 実技科目

(a) 日本手話

日本手話は、日本で用いられている手話の語彙、文表現、さらに会話等を教え、日本手話の表現、読み取りの能力を十分に身につけさせることを目的とする。また、視覚—運動の様式を採用している手話に十分慣れさせることも目的とする。

(b) 手話通訳入門

手話通訳に必要な物理的要件（窓の前に立たない、はだ色の着物を着ない等）、手話の動き、通訳する場面や状況についての情報、事後確認等、手話通訳を行う際に留意しなければならない点を十分に自覚させ、手話通訳を行う場合の基本的要件を理解させるとともに、手話通訳に関する基本的技術を習得させることを目的とする。

(c) 模擬場面での通訳

講演場面・法的場面・医療場面・芸術場面等、実際に通訳を行う場面を模擬的に再現し、手話通訳の技術を習得させることを目的とする。

(d) 実際場面での通訳

指導者の監督下で実際の手話通訳を経験し、指導者と一緒に手話通訳の問題点を整理、検討することにより、手話通訳の技術を向上させることを目的とする。

(8) 修了証書の授与及び修了者の取り扱い

- ① 修了にあたっては、試験を行い、合格者に対して修了証書を授与する。
- ② 修了者には、別に実施される「手話通訳士認定試験」にあたって、第一次試験、及び第二次試験の専門科目を免除することが適当である。

2. 手話通訳養成にあたって配慮すべき事項

(1) 養成機関

本事業は、地方自治体が主体となって実施することが望まれるが、その場合、養成講座の各種学校等への委託も検討されてよい。また、国がモデル的養成機関を設置することが望ましい。

(2) 養成課程

- ① 国は、養成課程に関するガイドラインを示す

べきである。

- ② 各科目の指導要領について別途検討する必要がある。

(3) 養成費用

- ① 国は、本事業の重要性に鑑み、その実施にあたっては、地方自治体への助成の方途を検討すべきである。
- ② 国及び地方自治体は、手話通訳養成を行う教育機関や公益団体等に設備費等の助成及び融資の方途を検討する必要がある。

3. 養成カリキュラムの具体案

(1) 学校形式の養成カリキュラム（案）

（専修学校等に手話通訳養成コース（仮称）を併設の場合）

① 1年目前期（4月～9月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	9:00～10:00	聴覚障害者の生活	20時間
	10:00～11:00	日本手話 I	20時間
水	9:00～10:00	聴覚障害者の福祉	20時間
	10:00～11:00	日本手話 I	20時間
金	9:00～10:00	聴覚障害者の教育	20時間
	10:00～11:00	日本手話 II	20時間

② 1年目後期（10月～3月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	9:00～10:00	聴覚障害者の福祉 手話通訳論	10時間
	10:00～11:00		20時間
水	9:00～10:00	手話通訳論	20時間
	10:00～11:00	手話通訳入門	20時間
金	9:00～10:00	手話言語学	20時間
	10:00～11:00	模擬場面での通訳	20時間

③ 2年目前期（4月～9月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	9:00～10:00	手話通訳論 模擬場面での通訳	10時間
	10:00～11:00		20時間
水	9:00～10:00	手話言語学	20時間
	10:00～11:00	模擬場面での通訳	20時間

金	9:00～10:00 10:00～11:00	実際場面での通訳	40時間
---	---------------------------	----------	------

④ 2年目後期（10月～3月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	9:00～10:00 10:00～11:00	模擬場面での通訳	30時間
水	9:00～10:00 10:00～11:00	実際場面での通訳	40時間
金	9:00～10:00 10:00～11:00	実際場面での通訳	20時間

- 注) 1. 受講者は、ある程度手話を習得している者とする。
2. 曜日および時間帯については、学校の実情に応じて変更可能である。
3. 2年目の後期は、6ヶ月間で上記の時間数を消化すればよい。
4. 実際場面での通訳は、実際の通訳場に合わせて実施するので、上記の時間帯に合わせる必要はない。

(2) 講習会形式の養成カリキュラム（案）

① 1年目前期（4月～9月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	18:00～19:00 19:00～20:00	聴覚障害者の生活 日本手話 I	20時間 20時間
水	18:00～19:00 19:00～20:00	聴覚障害者の福祉 日本手話 I	20時間 20時間
金	18:00～19:00 19:00～20:00	聴覚障害者の教育 日本手話 II	20時間 20時間

② 1年目後期（10月～3月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	18:00～19:00	<input type="checkbox"/> 聴覚障害者の福祉 <input type="checkbox"/> 手話通訳論 日本手話 III	10時間
	19:00～20:00		20時間

水	18:00～19:00 19:00～20:00	手話通訳論 手話通訳入門	20時間 20時間
金	18:00～19:00 19:00～20:00	手話言語学 模擬場面での通訳	20時間 20時間

③ 2年目前期（4月～9月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	18:00～19:00 19:00～20:00	<input type="checkbox"/> 手話通訳論 <input type="checkbox"/> 模擬場面での通訳 <input type="checkbox"/> 模擬場面での通訳	10時間 10時間 20時間
水	18:00～19:00 19:00～20:00		手話言語学 模擬場面での通訳
金	18:00～19:00 19:00～20:00	実際場面での通訳	40時間

④ 2年目後期（10月～3月）

曜日	時間帯	科目	時間数
月	18:00～19:00 19:00～20:00	模擬場面での通訳	30時間
水	18:00～19:00 19:00～20:00	実際場面での通訳	40時間
金	18:00～19:00 19:00～20:00	実際場面での通訳	20時間

- 注) 1. 受講者は、ある程度手話を習得している者とする。
2. 曜日および時間帯については、地域の実情に応じて変更可能である。
3. 理論科目については、通信教育などの方法を用いることもできる。
4. 2年目の後期は、6ヶ月間で上記の時間数を消化すればよい。
5. 実際場面での通訳は、実際の通訳場に合わせて実施するので、上記の時間帯に合わせる必要はなく、昼間でも可能である。

第3. 「手話通訳士」認定以後の課題

「手話通訳士」認定制度が発足すれば、専門性と専門職としての倫理を備えた「手話通訳士」が公的に

認定されることになる。この認定された「手話通訳士」が確実に増加し、その職務を全うし、手話通訳

活動を効果的に行うことによって、初めて聴覚障害者の社会参加の促進、生活や文化の向上に寄与することができる。

従って、国及び地方自治体は、「手話通訳士」の資格を有する者が増加するよう積極的に取り組む必要がある。

更に、公的に認定された「手話通訳士」が現行体制のもとにおいて、どこで、どのように手話通訳活動を行っていくのかは重要な課題である。また「手話通訳士」をどのように配置し、その処遇をどのように行ない、その資質を高めていくためにはどうすればよいのか等、将来的展望も含めて検討しておくことは、大変重要なことである。特に「手話通訳士の設置及び派遣」のあり方については、更に検討する必要がある。

尚、手話通訳の設置及び派遣、手話通訳と相談事業の関係、手話の専門的研究・開発並びに普及の在り方など、本委員会でも重要な問題と考えられる事項について検討を行ったので付言しておきたい。

1. 手話通訳の設置及び派遣

聴覚障害者のコミュニケーションや情報を保証するために手話通訳の設置・派遣は、きわめて重要である。国及び地方自治体は、手話通訳の設置・派遣の施策を積極的に講じる必要がある。その場合、現在、手話通訳として設置・派遣されている者は、「手話通訳士」の資格を取得するように奨励し、新たに採用する者については、「手話通訳士」の資格を考慮することが望ましい。

更に、聴覚障害者のコミュニケーションや情報のニーズに応える方法として、聴覚障害者の利用が多い福祉事務所、公立病院、公共職業安定所等の公的機関や、都道府県・市町村本庁等に手話通訳を設置する方法、または都道府県等の広域レベルに「手話通訳派遣センター（仮称）」を設けて、手話通訳を広域的に派遣する方法等、地域等の実情に即した工夫と努力が必要とされよう。

2. 手話通訳と相談事業の関係

今回の検討を通して痛感された事の一つは、聴覚障害者の生活と人権をめぐる諸問題について相談・

指導にあたる人材、機関の不充分さである。聴覚障害者の生活相談や指導に直接携わる者は、手話によるコミュニケーションが十分にできるのが理想的であるが、現実には聴覚障害者と十分コミュニケーションができる相談・指導の専門職が配置されていないために、手話通訳者が相談・指導業務のかなりの部分を分担しなければならない状況である。

聴覚障害者の相談・指導にあたる者と手話通訳者の職務とは、基本的には別なものと考えることが適当であり、今後は、本報告に示すように手話通訳者の職務と、相談・指導に携わる専門職の職務は、明確に分離すべきである。

聴覚障害者の相談や指導に携わる専門職を配置する場合は、本報告に言う「手話通訳士」の資格を有する者や手話に堪能な者を採用することが、聴覚障害者のニーズに最も対応したものであると考えられる。

但し、そのような相談・指導の専門職の配置が不十分な間は、手話通訳者の積極的活用をはかるべきである。

尚、聴覚障害者の相談援助の強いニーズに応えるために、現行の身体障害者更生相談所、福祉事務所の充実、身体障害者相談員制度、及び地方自治体独自の「ろうあ者相談員」制度等の拡充が必要である。

3. 手話の専門的研究・開発、並びに普及の在り方

(1) 手話の専門的研究と開発

手話は、聴覚障害者が長い年月をかけて守り育ててきたものであるが、音声語とは異なる伝達方法を用いるために、長い間専門的研究者からも軽視されてきた。

近年、欧米を中心に手話を一つの言語として認め、体系的組織的研究が始められ、聴覚障害者の社会的自立・社会参加への促進に、また教育訓練やコミュニケーションの媒体として、手話がきわめて有効であることが証明されてきている。

我が国でも厚生省が全日本聾啞連盟に「標準手話研究事業」を委託する等の努力がなされ、一定の結果をおさめているが、本格的な手話の専門的研究は、現在、尚その緒についたばかりである。

今後における聴覚障害者のリハビリテーションや教育、更には政見放送やテレビ等における手話表現、及び手話通訳上のさまざまな果題、急速に変化する現代社会を反映した新しい概念を表す手話、及び手話の体系化の研究等が必要である。

国及び地方公共団体は、手話の組織的体系的研究の促進のために、適当な助成措置を講じる必要がある。

具体的には、国立研究機関における手話研究体制の整備、全日本聾唖連盟等における手話の専門的研究に対する助成等の検討が期待されている。

(2) 手話の普及・学習

聴覚障害者の社会参加を促し、生活や文化を向上させるためには、聴覚障害者の間に新しい手話の普及が不可欠である。そのためには、聴覚障害者団体が標準手話読本、手話ビデオライブラリーの作成等を行う他、聴覚障害者を対象とする日曜教室、テレビ放送等さまざまな手段を活用して、総合的に普及・学習活動を推進する必要がある。また、学校教育においても、聴覚障害者生徒への手話そのものの教育の充実について検討することが望まれている。

他方、健聴者に対する手話の普及活動についても、手話奉仕員養成事業の拡充をはかる等の方法により、正しい手話の普及に努める必要がある。

手話通訳認定基準等策定検討委員会
昭和62年度委員名簿

委員長	板山 賢治	日本社会事業大学教授
委員長代理	大嶋 功	日本ろう話学校校長
委員	秋山隆志郎	NHK 放送文化調査研究所放送研究部主任研究員
	伊東 寓祐	全国手話通訳問題研究会運営委員長
	(企) 植村 英晴	国立身体障害者リハビリテーションセンター 生活訓練専門職
	小泉 哲雄	労働省職業安定局障害者雇用対策課障害者雇用専門官
	(企) 貞広 邦彦	社会福祉法人トット基金 トット文化館館長
	丸山 一郎	厚生省社会局更生課身体障害者福祉専門官
	(企) 三原 則行	東京都福祉局障害者福祉部在宅福祉課長
	渡辺 研	文部省初等中等教育局特殊教育課教科調査官
	高田 英一	財団法人全日本聾唖連盟理事長
	(企) 野沢 克哉	財団法人全日本聾唖連盟理事
企画委員	石川 芳郎	全国手話通訳問題研究会副運営委員長
	河合 洋祐	財団法人全日本聾唖連盟理事
事務局長	竹島昭三郎	財団法人全日本聾唖連盟事務局長

注：(企)は、企画委員

付録

- ・手話通訳認定基準等策定検討委員会「中間報告」(昭和62年5月報告)
- ・手話通訳者の認定に関する調査(昭和61年3月)
- ・(財)全日本聾唖連盟手話通訳認定規則・認定試験規程
- ・(財)全日本聾唖連盟認定手話通訳者県別数(昭和63年3月現在)
- ・手話関係図書目録

付録 - I 手話通訳認定基準等策定検討委員会「中間報告」（昭和62年5月報告）

はじめに

聴覚障害者の生活と社会参加に関して、手話と手話通訳のもつ意義の重大さは、広く国民の理解を待つつある。わが国の手話は、聴覚障害者の永年の努力により育てられ、全国に共通する「標準手話」もようやく確立され、広く普及してきている。また手話を学ぶ人々は毎年3万人を超え、小・中学校においても手話クラブが誕生するなど、今や手話に対する認識と関心は、広く国民の間に定着しつつある。

現在、聴覚障害者を含む手話人口は50万人を超えると推定される。また都道府県に登録されている「手話奉仕員」は、2万8千人にのほり、相当程度の手話通訳能力を有する者も2千人に達し、聴覚障害者への手話通訳サービスは着実な進展をみせている。こうした中で、最近、聴覚障害者等の強い要請に答えるため政見放送への手話通訳の導入や大学教育における手話通訳のあり方等の検討に見られるように、手話通訳の社会的位置づけを行うことが緊急の課題となっており、政府もまたこうした動向へのすみやかな対応が求められている。

本委員会は、こうした状況に対処するために、昭和60年5月提言された「手話通訳制度調査検討報告書」を踏まえて、認定基準等についてさらに検討を進めてきたところであるが、ここに手話通訳の認定と養成に関する基本的あり方についてまとめ、中間報告として提出するものである。

全日本聾唖連盟におかれては、関係方面の理解と協力を待つつ、本提言の早期実現に向けて努力されるよう期待するものである。

I. 手話通訳の必要性

(1) 聴覚障害者のコミュニケーションにおける手話の意義と手話通訳の役割

聴覚障害者は健聴者とのコミュニケーションに多くの困難をかかえている。

特に自己の中に国語の概念が形成される前に聴覚

障害になった人は、発声をして不明瞭であり、周囲の人々が手話を用いないかぎり相互の意志を伝達しあうことは困難である。

国語を習得したあとに聴覚障害になった人も、会議での討論に参加できない、放送が聞こえない等問題をかかえており、周囲の人々とのコミュニケーションに消極的になっている。

このことが、コミュニケーションを基礎に形成される相互の理解や信頼等の確立をはばみ、聴覚障害者の社会参加を阻害する大きな要因となっている。

こうした40万人を超える聴覚障害をもつ国民が直面している困難窮まりない現状を解決することは、非常に重要であり緊急の課題である。

聴覚障害者のコミュニケーション方法には、口話、筆談、手話等多様な手段があり、対人的場面では口話、筆談もある程度用いることができる。しかし、集団的場面においては、口話や筆談では即時性がなく、発言のタイミングをつかむこと、雰囲気伝えること等には限界があり、手話が極めて有効な手段となる。また、対人的場面、集団的場面を問わず、高度な内容や重要な事項の伝達が必要な時に双方の意志や微妙な雰囲気を正確に伝えるためには、手話通訳の存在は不可欠である。

このような役割をもつ手話通訳者の職務は次のようになる。

(イ) 聴覚障害者の「コミュニケーション」に関すること

聴覚障害者にかかわる「コミュニケーション」が円滑かつ確実にできるように、聴覚障害者が用いる多様な表現手段や、そのレベルに対応して、仲介・伝達すること。

(ロ) 情報提供に関すること

「コミュニケーション」が正確・対等に行われるのに必要な「情報」を聴覚障害者と健聴者に提供すること。

(2) 専門職としての手話通訳者の必要性

手話通訳者の専門性とは、聴覚障害者の直面する様々な問題に精通しており、

聴覚障害のために、国語の理解が不十分な人

に対する場合でも

個人的・社会的に重要かつ複雑な場面で、迅速に確実なコミュニケーションを確保する必要がある場合でも

高等教育や企業内教育のように専門的用語が使用される場合でも

聴覚障害者に十分伝達できる通訳技術を言う。

このような技術，知識を持つ専門の手話通訳者でなければ聴覚障害者や家族の生命・人権を守り，その暮らしや生きがいを高めることは不可能である。

したがって，聴覚障害者と健聴者の双方に正確，適切な「コミュニケーション」と「情報提供」ができる能力について，専門的訓練を受け，社会的にも信頼され，認知された手話通訳者が必要となる。

(3) 全国統一認定の必要性

聴覚障害者が生活していくために不可欠な手話通訳者の役割は，当初聴覚障害者の肉親やろう学校教師が果たしてきたが，その後，聴覚障害者の社会進出と強い要望により，昭和45年頃から国や地方自治体が手話奉仕員の養成を始めた。

最近では，ろうあ者団体や地方自治体においても手話通訳者の認定試験を実施するところが増えてきている。

しかし，その試験の内容やレベルは大変まちまちであり，種々な場面で適切な手話通訳を得るには困難がある。

また最近，政見放送，テレビ放送，高等教育等において，手話通訳の導入が検討されているが，社会的に認知された手話通訳者が存在していないことによる問題点が共通に指摘されている。

したがって今後，手話通訳技術レベルの統一化をはかり，社会的に重要なそれぞれの分野での手話通訳の導入を促進するためにも，全国的な統一基準による手話通訳者の認定を行い，質の高いサービスが提供できる体制を作ることが急務である。

(4) 手話通訳士

全国統一的に認定された専門的技術能力を有する手話通訳者を「手話通訳士（仮称）」（昭和60年5月「手話通訳制度調査検討報告書」による）と呼ぶこととし，社会的制度として確立することが適当であろう。

・手話通訳士認定のあり方

(1) 手話通訳士の認定・登録

全国的に手話通訳士の水準を確保し，それを証明するとともに，手話通訳を必要とする人々の利用の便に供するために，国の策定する基準によって認定試験を行いその合格者に公的な認定証を発行し，所定の登録をすることが望ましい。

手話通訳士の認定は，国又は国が指定する公益法人が行うことが適当であろう。

(2) 認定の水準

手話通訳士として認定すべき水準は，

音声語を手話に，手話を音声語に同時に通訳できる技術

聴覚障害者と健聴者の双方に必要な情報を的確に伝達する能力

とすることが適当である。

(3) 認定試験の実施

認定試験の実施に当たっては，国又は国が指定する公益法人が，中央に「手話通訳士認定試験委員会」（仮称）を設けて行うことが望ましい。

(4) 手話通訳士認定試験委員会

委員会は，聴覚障害者，手話通訳者及び学識経験者等（社会福祉，ろう教育，言語学等）から構成され，主に次の業務を行う。

手話通訳士の認定試験要項の決定，及び試験問題の作成

手話通訳士の認定試験の実施，及び合否の判定

手話通訳士の名簿の作成

この認定試験に係わる費用については，その一部を資格取得希望者の負担とすること等も考慮されてよい。

(5) 手話通訳士認定試験の受験資格

次の各項に当てはまる20歳以上の者に受験資格を与えることが適当であろう。

手話通訳経験3年以上の者

別に指定する手話通訳士養成機関又は課程を修了した者

(6) 認定試験

認定試験は，次の内容で実施する。

面接試験

主に、聴覚障害の試験官が手話通訳士認定試験を受けた動機、聴覚障害者と情報の問題等を質問し、聴覚障害者との手話によるコミュニケーションの確実性、質問への応答力、意見を述べる力、手話通訳士の役割についての理解の程度等を評価する。

筆記試験

聴覚障害者の社会的問題、聴覚障害者に対する諸施策等、聴覚障害者の福祉と教育に関する問題及び手話の言語構造などを設問し、評価する。

手話通訳実技試験

(a) 音声語を開いて手話に通訳する能力を、手話の明瞭さ、手話語彙の適切さ、手話の流暢さなどの項目で評価する。

(b) 手話を見て音声語に通訳する能力を、語彙選択の適切さ、表現の適切さ、などの項目で評価する。

小論文

手話通訳士の役割及び、聴覚障害者が直面するコミュニケーションの上の問題を十分理解しているか、論理的に筋道をたてて自分の意見を展開できるかなどを評価する。

・手話通訳士養成のあり方

現在、手話奉仕員の養成は、各都道府県・指定都市などで実施されているが、専門的技術をもった手話通訳者の養成は、ほとんど皆無の状況である。

したがって、手話通訳士の養成は、認定と並行して計画的に早急に実施される必要がある。

(1) 養成機関

都道府県・指定都市又はその指定する機関及び団体、学校が行うことが適当であろう。

また既存の養成課程を改組し、充実することも検討されてよい。

当面、国がモデル的養成機関を早急に設置することが望ましい。

(2) 養成期間

期間は、原則として2年以上（講義150時間以上、実習300時間以上）とする。

ただし、講義については通信教育等、実習については指導者の助言・指導を定期的に受けることも含めてよい。

(3) 養成の費用

基本的経費は、公的助成とすることが適当であるが、一部受講者負担とすることが考えられてよい。

なお、奨励のための特別の助成措置等も考えられてよい。

(4) 養成の対象者

基礎学力、聴覚障害者の福祉及び手話通訳に対する理解、志向、適性などを中心に選考する。

(5) 養成にあたる指導者

手話通訳や手話理論等について十分な知識と経験を持った者、及びそれぞれの領域の専門家が、これにあたる。

(6) 養成カリキュラム

理論

(a) 概論

言語学

教育学

心理学

社会福祉論

(b) 専門

手話言語学

手話通訳論

聴覚の生理

聴覚障害者の教育と福祉

実技

日本手話（ ）

手話通訳入門（導入、オリエンテーション）

模擬場面での通訳（法廷、医療、芸術、教育など）

実際場面での通訳

・今後の検討事項

本委員会は、手話通訳士の認定と養成のあり方についてまとめ中間報告としたが、今後、下記事項についても検討し報告する予定である。

(1) 認定試験に関する詳細な内容

(2) 養成カリキュラムの具体案

(3) 手話通訳士の登録のあり方

(4) 手話通訳士の設置、派遣のあり方

(5) 手話通訳士の倫理

(6) 現行の手話関連施策との調整

(7) 手話の専門的研究の今後のあり方

制度との関連など

(8) その他関連事項

以上

聴覚障害者情報文化センター及びろうあ者相談員

付録 - 手話通訳者の認定に関する調査（昭和61年3月）

はじめに

昭和60年5月20日、当委員会は、「手話通訳制度化は社会参加実現の一里塚」という検討結果報告書を取りまとめたが、その趣旨は、次のとおりである。

今、わが国40万をこえる聴覚言語障害者は、「聞こえない」、「話せない」という「障害」をもつが故に、知・情・意をも含む全人間的発達の可能性を阻害され、社交・結婚・家族関係等の家庭生活をめぐる多くの困難に逢着し、教育・医療・司法・福祉・情報・文化といった社会経済的諸部面で、多くの不利益をうけている。

こうした障害や困難、不利益を軽減、除去し、「完全参加と平等」を実現するためには、「コミュニケーションの保障」とりわけ「手話通訳の制度化」が当面の効果的方策であるという立場から、「手話の充実」と「手話通訳士（仮称）の制度化」を推進する必要がある。

この提言は、ろうあ者団体を中心に各方面に多くの反響をよびおこしたようであるが、厚生省社会局は、昭和60年度予算において、こうした方向の具体化について、その検討を（財）全日本聾唖連盟に委託され、同連盟は、本委員会に引き続き検討を委嘱されたのである。

本委員会は、その検討テーマおよび検討事項を次のように決定し、昭和60年8月から検討に入った。

なお、検討事項が地方自治体等の関係機関に深く関わることに鑑み、新委員の参加も得ることとした。

〔テーマ〕

「手話通訳制度の在り方について」

〔検討事項〕

1. 専門性の内容およびそのレベル
2. 養成プログラム

3. 認定すべき事項と専門職の資格

4. 異なる認定方式の比較

5. ろうあ団体による認定の現状と問題点

6. 統一的な認定方式のあり方と問題点

本報告書は、「手話通訳士制度」を具体化する前提となる諸問題に重点をおいて検討した結果が中心となっているので、その制度化の具体案、特に「認定制度」の在り方については引き続き検討が必要であろう。

なお、「手話通訳認定状況調査」の実施にあたっては、「企画委員会」（植村・丸山・貞広・野沢）を中心に、各都道府県ろうあ協会等のご協力をいただいたことを特記しておきたい。

また、各国の「手話通訳制度実態調査」については、丸山・植村両委員を中心にご努力いただいたことに感謝を申し上げたい。

昭和61年3月30日

手話通訳制度調査検討委員会
委員長 板山 賢治

1. 昭和60年度調査検討内容

1. 手話通訳認定に関する調査について

各県ろうあ団体を対象に、手話奉仕員の養成事業、手話通訳（指導者）資格認定事業の実態並びに手話通訳制度を検討するにあたっての意見や要望を取りまとめることにする。

実態を把握していないろうあ団体の場合は、地方自治体に調査を依頼する。

今回の調査主旨は数量的な統計を目的とするものではなく、手話通訳と手話奉仕員との関連や、手話通訳の認定方法についてのモデルを抽出することとする。

外国での手話通訳の状態を知るため、世界ろうあ連盟に加盟している68カ国の中から、25カ国を選んで、調査を依頼する。

調査対象国は、地理的条件、社会制度等を勘案して広汎かつ平均的に選択する。

2. 手話通訳の職務・資格について

手話通訳士は、「1. 聴覚障害者のコミュニケーションに関すること。2. 聴覚障害者への情報提供に関すること」を職務とするが、その具体的指針を検討する。

手話通訳士の養成・認定については、実態調査をふまえて問題点を明らかにすると共に、あるべき姿を具体的に検討する。

2. 「手筋通訳士制度の在り方」の問題点について

1. 手話通訳認定に関する現状と問題点

(1) 手話奉仕員と手話通訳者との差異

奉仕員については、養成事業を実施している多くの団体は、ボランティアと考えており、養成機関は6カ月から2年程度と短期間である。また、上のクラスへの進級についても試験よりは出席率や推薦によって決めている所が殆どである。

講習修了にあたって奉仕員になるための試験を実施している所は少なく、ろうあ団体の推薦者を登録するとか、講習修了者のうち希望者を登録するとか、あるいは最終コース修了者は自動的に登録するなどが主な方法である。

従って、奉仕員の派遣対象は日常生活の場面で適当な付添いが得られない聴覚障害者個人であり、通訳の内容も個人対応の日常会話が主体をなしている。奉仕員は地方公共団体に登録している。

手話通訳者については、奉仕員とは違い、資格認定をきちんと考えている団体が多く、通訳になるための認定試験を実施している所が半数以上である。そして、認定試験を実施している殆どの団体が、合格基準を設けているが、最終的には聴覚障害者についての考え方、通訳者としての人格等を勘案して専門職としての立場から厳しく認定している。

従って、手話通訳者の派遣対象および通訳レベルは、失聴年齢、学歴、生活歴等によってコミュニケーション能力を異にする個々の聴覚障害者のみならず、集団場面においても、生命、財産、人権等社会生活上重要な内容を同時通訳できる高度な通訳能力を有するということになる。

(2) 手話通訳の認定方法と合格基準

認定方法の現状は

手話表現（テープ聞き取り、OHPの利用等）

手話読み取り（読み取って筆記またはテープへの吹き込み）

筆記問題（常識問題・論文等）

面接

を実施して、その結果を試験委員の合議によって決めている団体が殆どである。

合格基準としては、上記の から すべてにわたって、ある得点以上を取得していることを条件としている。 から のうち1つでも合格基準に達していない場合は試験委員の合議によって人格、日頃の活動内容等を勘案して合否を決定している。

ここで問題となるのは、 から の内容、レベルがまちまちで均質でないということ、受験資格に格差があること、また、現在は人格や活動歴を換算する統一基準が確立されていないこと等で、検討を要する課題が残されている。

(3) 手話通訳の養成

手話通訳の養成は、現在各県で行われているが、カリキュラムが不統一であり、養成機関も統一されていない。そのため「全国的に統一されたカリキュラムの確立を」「手話通訳養成の国立養成機関、専門学校の設置を」の要望が強い。

養成にあたっては、実施主体、費用負担、養成期間、指導教官の問題や、養成プログラムと学習内容の確立等の課題がある。

3. 手話通訳認定基準策定の必要性

「手話通訳認定に関する調査」によると、各地域によって種々な認定方法、評価基準を設けて、手話通訳の資格認定を行っており、手話通訳のレベルに地域差が生じていることが明らかになった。

手話通訳士は、聴覚障害者の社会生活に重大な影響を及ぼす基本的人権や生命、財産等の問題に関わると共に、多種多様な要請にもこたえなければならない。

それゆえ、高い専門性と倫理性が求められるといえる。

従って、その資格や認定基準に地域的差異があってはならない。

手話通訳士の資格水準を全国的に統一化し、認定

基準を明確にするために、次の諸項目について検討を加えた。

1. 養成の体制を確立すること。

養成機関を設置し、専門機関（教育・福祉等の機関）でスーパーバイザー的立場にある者、学識経験者、手話通訳養成特別講座の研修を終えた聴覚障害者等が指導にあたることにする。

養成機関の学習内容は、必須科目と選択科目に区分けし、必須科目は聴覚障害者の「コミュニケーションに関する科目」、聴覚障害者の教育・福祉・歴史に関する科目、手話理論および手話実技に関する科目、選択科目には、社会福祉に関する科目、心理学に関する科目、行政に関する科目等、手話通訳士の資質・教養に必要と考えられる科目を配する。

修了は、必須科目の全課程および履修した選択科目の科目試験に合格した者とする。

2. 認定基準を確立すること

認定試験により手話通訳士の資格を付与することとし、試験内容は、国家公務員中級職程度の一般教養、福祉関係の知識、コミュニケーションに関する知識、ろう教育、ろう心理に関する知識、手話通訳に関する理論と技能、その他手話通訳士として必要な知識・技能について行うものとする。

3. 手話を研究開発すること

手話を充実させ発展させるためには、社会情勢の変化に対応した手話の開発、日本語との対応、表現方法の改善等の課題について専門的に研究する機関が必要である。

以上、認定のあり方について検討したところであるが、国内調査並びに外国調査を参考にしながら、更に具体的掘り下げ、手話通訳認定基準の策定について、引き続き検討する必要がある。

手話通訳認定に関する調査（国内）

60年5月に出された「手話通訳制度調査検討委員会報告書」の中の第2部「手話通訳士（仮称）制度の在り方」を具体化するにあたり、現在の状況をよりの確に把握するために調査を実施したものである。

この国内調査は手話奉仕員の養成および手話通訳者の資格認定を各自自治体（あるいは委託された団体）がどのように行なっているのかを主に（財）全日本

ろうあ連盟加盟の各県ろうあ協会を対象にアンケート調査したものである。

調査方法は調査対象団体に調査票を郵送し、回答も郵送とした。

全国45ろうあ団体および、2県5指定都市（自治体）、計52団体を対象に手話奉仕員養成事業、手話通訳（指導者）資格認定事業の実態を昭和60年12月に調査した。

調査表が回収できたのは表1の通りで、ろうあ団体は82%、県1、指定都市は86%であった。全体では83%で比較的高い回収率であった。

表1. 対象者数および回収数

調査対象者	対象者数	回収数	%
ろうあ団体	45	37	82%
都道府県、指定都市	7	6	86%
計	52	43	83%

1. 奉仕員養成事業関係

(1) 養成事業の内容について

養成事業の内容は表2の通りで、初級62%、中級67%と初級、中級の講習会を実施している団体が多い。期間は最低3ヶ月、最長1年とまちまちである。上級を実施している所は少なく25%にすぎない。これは手話奉仕員はいわゆるボランティアであり、手話歴がほぼ2年位あれば可能というように考えている団体が多い証左である。上級は昭和55年頃より手話通訳者の養成を目的として漸増してきているとは言え、高いレベルの講習はまだ普及していない実態にあるといえる。

(2) 進級試験について

上のクラスに進級する進級試験を何らかの形で実施している団体は表3の通りで、9団体の21%だけである。

実施していない所は団体で74%と多く、その理由としては表4の通りである。主な理由を集約すると、

1. 出席率により決める。
2. 試験の形式でなく初級、中級それに準じた実力者を推薦する。
3. ろう者や手話の存在を理解してもらう講座であるため。

表 2. 養成事業の内容

	実施数	%
入 門	9	20%
初 級	27	62%
中 級	29	67%
上 級	11	25%
そ の 他	10	23%

「その他の内容」

- 違った名称のコースで実施……6ヶ所
- 市町村段階で実施………2ヶ所
- サークルで自主的に実施………1ヶ所
- 子供コース………1ヶ所

表 3. 進級試験の実施

実 施	入 門	0	} 9	21%
	初 級	3		
	中 級	4		
	上 級	3		
	そ の 他	3		
未 実 施	32		74%	
そ の 他	2		5%	

表 5. 進級試験の受験資格

	実施数	%
資 格 不 問	1	10%
下 級 修 了	2	20%
下 級 合 格	3	30%
そ の 他	4	40%

表 4. 進級試験を実施していない理由

※実施していない箇所の内理由書きのあるもの 17件

実施していない理由	数
出席率によって決めている	4
団体等の推せんによる参加であるため	3
検討中である	2
手話や、ろうあ者について知ってもらう講座であるため	2
そ の 他	6
合 計	17

等があげられる。

ボランティア的な人達を養成しようとする手話講習会で進級試験を実施することにためらいを持っていることが実情のようである。

(3) 進級試験の受験資格

試験を実施している9団体の受験資格については、表5の通りで、殆どが下級試験に合格するか、下級を修了することという条件を付けている。その他は、「下級修了者と同等の実力を有する者」「下級修了程度の技術を有する者」等となっており、趣旨は共通している。進級試験を実施していない団体でも大部分の団体が下級コースを修了することとして

表 6. 手話奉仕員になるための試験

実施している	12	28%	
最級コース修了者を登録	3	7%	中級2, 上級1
コース修了者のうち希望者を登録	5	12%	中級4, 入門初級1
実施していない	19	44%	
そ の 他	4	9%	
計	43	100%	

いる。

(4) 手話奉仕員になる為の試験

試験を実施している団体は表6の通りで28%に過ぎない。

奉仕員になるための試験を実施していない団体は表6から44%になるが、その理由は表7の通りである。

主な理由としては

- ・ろうあ団体等の推せん者を登録している。
- ・地域ろう協会の独自に実施している。

等で、試験を実施しなくとも、ろうあ団体が認めた者を奉仕員としている。

《奉仕員養成事業関係のまとめ》

- ① 奉仕員については養成期間の長短はあるが、大抵中級程度（ほぼ2年）の修了者を考えている団

表7. 奉仕員になるための試験を「実施していない理由」

試験を実施していない理由	実施数
ろうあ団体等の推せん者を登録している	5
地域ろうあ協会が独自に実施している	2
中級コース修了者以上を登録している	2
手話、ろう者に係る人々を大切に、広めることを重視している	2
その他	8
合計	19

体が多い。

- ② 奉仕員の養成が目標であるため、上のコースへの進級についても出席率や推せんによって決めている所が多く、進級試験を実施している所は21%と5分の1程度である。
- ③ 講習修了にあたって奉仕員になるための試験を実施している所は28%と少なく、ろう団体の推せん者を登録するとかコース修了者のうち希望者を登録するとか、あるいは最終コース修了者は自動的に登録するなどの方法をとっている。

これからいえることは、奉仕員についてはボランティアであり、養成を厳しく考えている団体は少ないということである。

2. 手話通訳（指導者）資格認定事業関係

(1) 手話通訳（指導者）の資格認定

手話通訳者については手話奉仕員と違い、資格認定をきちんと考えているところが多く、表8の通り、認定している所は21団体で48%と半数近い。このうち認定試験を実施している団体は18で42%である。

この他に、試験は実施していないが「手話通訳養成講座上級修了試験合格者」「手話活動歴3年以上。地域ろうあ協会と随時交流のあること。手話奉仕員として登録された者」を認定の基準としている所もある。

講習会修了後自動的に資格を付与している所はたった1団体だけである。

認定試験を実施していない団体は東北、近畿、四国、九州に多い。

手話通訳資格認定事業の中に「手話指導者資格認

表8. 手話通訳の資格認定

認定試験実施	数	%	21 (48%)
手話通訳養成上級試験合格者	1	2%	
手話活動歴3年以上等条件付資格付与	1	2%	
講習会修了後自動的付与	1	2%	
認定していない	19	44%	
不明	3	8%	
計	43	100%	

定事業」がある。これを実施しているのはアンケート回答団体の中では東京都と神奈川県だけである。通訳認定事業とのちがいは、地域の手話講習会や手話サークルで手話指導ができるようになることを主な目的としており、東京都の場合は聴覚障害者の参加を認めている。

この事業については手話通訳資格事業とは基本的に異なるものであり、混乱を招かないためにも両者は切り離して考えるべきであろう。

(2) 試験委員はどのような人か

認定の為の試験委員は、どこの団体も聴障者を必ず委員としている。又、認定通訳者を加えている団体は78%でこの両者が中心になっている。その他の委員としての学識経験者および行政関係者は22%に過ぎず極めて少ない。

表9. 試験委員

(重複回答)

	数	%
聴覚障害者	18	100%
認定通訳者	14	78%
学識経験者	1	5%
行政関係者	3	17%
その他	2	11%

(認定試験を実施していると回答した18団体表)

(3) 合格の認定方法

合格の認定方法として表10の通りでは50%の団体が基準（75点以上、又は80点以上）を設けている。また、試験委員の合議によって合否を決めている所が89%と高い率を示している。

表10. 合格の認定方法

(重複回答)

基準あり	9	50%
合議による	16	89%
その他	0	

合議の内容は「基準に達しない点がある時」「試験の結果と共に手話通訳者としての技能、人格等で総合判断するため」等があり、整理すると表11のようになる。

表11. 合議の内容

(重複回答)

活動状況	4	21%
将来性	4	21%
平均的な力のチェック	3	16%
人格	2	10%
信頼度	1	5%
地域性	1	5%
その他	4	5%
合計	19	21%

(4) 認定試験についての意見

＜認定方式のあり方＞

回答のあった19団体の内容は多様で、傾聴すべき意見が多いが、特に「手話技能のみを先行するような認定方法でなく、通訳者としての資質や日常活動の実績が充分判断できる方法を考える必要がある。」「専門職としての位置づけを行うためにも内容を厳しくする必要がある。」「一般的な国家試験と同じ扱いとし、合格基準を全国統一的にすること。」等が主な意見である。

〈認定方式のあり方についての意見〉

- 地元としてなのか、今行われている全日ろう連の認定制度に対してなのかははっきりしない。地元と

表12. 認定方式のあり方

内 容	件数	%
国とろうあ連盟主体の通訳認定試験	5	26
全国共通の合格基準を設定する	3	16
実技は地元で実施	2	11
専門職としての位置づけのために内容を厳しく	1	5

理論は全国統一	1	5
日常活動の実績重視	1	5
伝統的手話を知っていること	1	5
通訳者としての資質(特に人格)を重視	1	5
手話読みとりの通訳能力を重視	1	5
手話技術先行試験は反対	1	5
その他	2	11
合計	19	

しては若い人よりも年配者(伝統的手話)に通じているかを主眼にしている。

- 地元の中級(登録通訳奉仕員)資格者を希望により応募させて国の仕事として、一定基準の上級講座を持ち、80パーセント以上の出席者をテストして国の資格を与えると良いと思います。
- 通訳理論、ろうあ者の実態把握については全国共通が良いが、実技は地元で作った方が良いと思う。
- 保母の資格認定試験同様の県で行う試験に合格したうえ、事務系の中級試験を受ける。その合格者は次に実施する連盟主体の「手話通訳認定試験」を受ける。
- 機械的な合否基準で終わることなく、基本は、通訳者としての資質(人間性、運動的な物の見方等)や日常の実績が充分判断できるように、またその点を重視する必要があると思う。
- 障害者についての見方、通訳、読み取りの技術、知識を勘案すること。
- 一般的な国家試験と同じ扱いであること、地方自治体に会場、応募等事務処理は委託。
- 合格基準がなく、どのへんが基本であるかを中央より指示して欲しい。(全国共通の)
- 現在の形で良いと思うが、合格基準をどこに置るか検討要。
- 本県の場合、はっきりした合格基準ができないまま通訳者、それぞれの人柄、個性、技術を重視してきたので、合否を決める時一部で不満が噴出したこともあるが、それなりの良さはあったと思う。だが、これからはもっとはっきりした認定方式を決める必要があると思う。具体的には良くわからないので参考になるものが欲しい。
- 何らかの認定の必要性は話し合われているが「地

域に即活用でき、推薦制の良い面を失わない方法」まで煮詰まっていない。

- 奉仕員を試験することはおかしいと、県と意見の違いがあり、本会としては、手話の技術維持研究のため独自にて実施、3年目を迎える。
 - 現在、全日ろう連認定通訳者等について検討する必要があると思います。
 - 無学、又は、頭の低い者の言っていることをつかみ取れる通訳者が必要。かなり早い手話でも分かる位な読み取り力のある事が重要。人格性。
 - 1. 現在、県ろう連と県手連で認定しているが、これを県知事名で認定するよう要求している。
 - 2. 認定制度は、全日ろう連方式が良いと思うが、地方の手話の違いもあるので県レベル認定方法が良いと考える。
 - 技術のみの先行するような認定では困る。
 - 的確性を正確に判断できる基準を確実なものにする必要があるのでは？
 - 連盟の方式によって県レベルで実施しているので、特に問題はないと思う。
 - 専門職として位置づけるためにも内容を厳しくする必要あり。
- 基本は連盟の認定方式の踏襲。

〈認定の実施主体〉

表13の通りで「国」と回答した団体はもっとも多く8団体（38%）地元ろう協会というのが5団体（24%）、全日ろう連をあげている団体は3団体（14%）である。地元ろう団体というのが5団体もあり、これは一見先の認定方式の在り方の回答と矛盾するようであるが、そうではなく、全国共通の合格基準が設定（3団体）されたら、実技は地元で実

表13. 認定の実施主体

（重複回答）

国（厚生省）主体	8	38%
全日ろう連主体	3	14
都道府県主体	2	9
地元ろう協主体	5	24
ブロック主体	1	5
その他	2	9
計	21	

施（2団体）という意味である。いずれにしても国および全日ろう連が直接、間接に主体となることを望んでいる団体が多い。

〈認定の実施主体についての意見〉

- 主務官庁（厚生省）。試験委員、講師等は聴覚障害者、全日ろう連、認定手話通訳者、学識経験者、行政関係者（中央）等から委嘱すると良い。
- 国家試験
- 国、全日ろう連、ブロック（都道府県の地区集合体）
- 都道府県とろうあ連盟。
- 障害者の代表、役員、手話通訳者の代表が1つの組織を作ってやる。
- 当然ながら聴障者はもとより、行政がきちっと認定し、その責任を持つことが必要と思う。
- 国。
- 県聴協が実施しているが、県当局にも関与してもらうべきか模索中。
- 県。
- 厚生省主体—全日ろう連委託
- 国および全日ろう連が主体となって実施するのが良いと思う。
- 県ろう協が実質的にタッチできることが必要。
- 聴覚障害者と認定通訳者で実施しているので問題なし。
- 国。
- ろうあ協会であること。
- 本県ろうあ連盟、本県手話サークル連絡協議会、共同。
- 全日ろう連、手話関係者等必ず含む。
- 国。
- 当面は当協会が主体でいきたいと考えている。
- 国で行うべき。
- 県（又は国）が望ましい（通訳者の社会的位置づけの高揚）。

〈手話通訳の養成〉

これについては表14の通りで、「通訳養成所、専修学校の設置」「社会福祉関係大学での課程」のような養成期間を設けると言う意見が5団体、「カリキュラムの確立を」と言うのが4団体、「学習内容としてケースワークの知識を」と言うのが2団体あ

表14. 手話通訳の養成

(重複回答)

内 容	件 数
全国的なカリキュラムの確立	4
通訳養成学校の設置	4
地方自治体が聴障団体へ委託	2
学習内容にケースワークの知識を	2
国のカリキュラムに沿って地元で	1
ろうあ協会	1
一部は福祉関係大学	1
国が全日ろう連に委託	1
その他	9
合 計	25

った。

手話通訳の養成についての意見を集約すると養成機関の設置と言うことと、カリキュラムの確立と言うことの2点にしばられる。

〈手話通訳の養成についての意見〉

- 特定の人を対象に国、地方（県）毎に聴言センター等を会場として、認定資格を志す人々のための「通訳養成学校」を設置してはどうか。ここでは全日制で初—中—認定受験の3コースを修得できるようにすると良いと思います。
- 国の決めたカリキュラムに沿って地元の手話で養成する。
- 各自治体単位に（都道府県）。一部分は社会福祉関係大学の課程に。
- 各地協会。
- 奉仕員と違う場合は、講習会より強い専門的な方法によるべき。
- 国の責任において連盟委託の方向で養成するのが良いと思うが具体的な養成方法は分かりません。また、専修学校として1年～2年の修業年限を設け卒業させる。このばあいは認定試験は免除し、資格を与える。誰でも入れるということになると問題と思うので入学資格者を厳しくチェックする。（チェック方法は連盟に任せるとして）現在の認定通訳者については有資格者とするが再教育も必要と思う。講師陣には連盟役職者、各界専門家があたる。国立の専修学校、連盟主導。

- 地域で日常生活の理解者、協力者を広げること、専門性を持つ通訳者の具体的な養成とは質が違う。専門的な養成等のカリキュラム等、千葉では現在持っておらず、それも検討必要。
- 地方自治体が地域の聴障者団体に委託。
- 年2回通訳活動研究会実施し、理論と実践を研修させているがカリキュラムが確立されなく困却する。
- 県レベルの講習会、市町村レベルでの講習会、全日ろう連の講習会、サークル学習等、養成の場が多岐にわたるようになったが、まとめていく必要がある。
- 地方自治体主体—地方ろう協委託。
- 手話通訳者の養成を徹底されたい。
- 現在までの成果、方式（講—サークルで5～7年）、養成事業を見直す必要を感じているが具体的にまとまっていない。
- 手話サークルが養成しているので地方によって合格率がかたよる。講義内容の統一が望まれる。
- ソーシャルワーカーとしての素地を基礎科目のなかに入れるべきだと思います。
- 入門、初級はろうあ者、又は中級以上の健聴者で指導して良いと思うが、上級になるとなるべくろうあ者の役員クラスで学習することが大事ではないかと思う。（主体性、防衛面で）
- できるだけ全通研に入会するよう勧める。協会で研修会、講演会を開き参加させる。
- 手話奉仕員特別研修会、手話通訳者養成講座等を当研修会は実施。ブロック単位（中国）での研修会開催を希望。
- ケースワークのできる知識を含むこと。
- 国のレベルで養成所を設ける。
- 認定試験制度は通訳養成上効果は高い、しかし、通訳者になれる人は非常に少ない（全体的に見て）。これは講習会、サークルの学習内容が充分でないし、また、ろう協会も指導が適切でないことも考えられる。今後はこのことを重点的に取り組んでいきたいと考えている。
- 中央における養成、認定センターの設置（カリキュラム、研究作成、全国的な指導、認定実務等を担当するセンター設置）
- きちんと初、中、専コースを修了して一定の活動実践を持っていることを前提としての養成。

その他の意見

- ・本県としては手話通訳（現状としては件数が少ない）というよりもケースワーカー的な存在の相談員が必要。右から左にと通訳し、事後処置については本人任せと言う考えでは、岩手県としてはますます今迄設置された通訳者は仕事がしにくいと思う。

手話通訳者の業務を行政にどれだけ理解せしめていくかが問題。

- ・自分は今どの程度の実力にあるかが分かる段階表のような物もあると便利だと思います。
- ・ろうあ者人口10人当たり1人とした場合、通訳者のない遠隔地ができると思われる。その場合でも地域の隅々まで活動できる態勢が必要。
- ・身体障害者福祉法へのつけ加え「それぞれの公共機関において手話通訳士を置くこと」
- ・国会試験として行うのだから、認定通訳者が必ずしも公務員になるとか、聴障者の福祉窓口にいる人とかに限定すべきではない。聴障者と直接関係のない企業のなかにおいてその資格を持っているというだけでもかまわない。
- ・本県では手話通訳者認定だけなので合格者イコール通訳とみなしている。ここに問題があるが通訳試験、認定となると大分先の話になりそう。
- ・制度化が「認定」のみに接小化されることに不満が強い。
- ・本県でも通訳者の認定を何らかの基準に沿っておこなわねばと考え始めています。近々61年度方針

をまとめますがその中で方向づけされる予定です。

- ・ペーパー試験の中味を、基礎部分、応用部分等に区分して行すべきと考える。これによって手話通訳の一つの判断力の有無をつかむようにする。

手話通訳資格事業関係のまとめ

手話通訳者については資格認定をきちんと考えている所が多く、認定試験を実施している団体が半数に達している。

試験委員に、聴覚障害者と認定通訳者がなっている団体が多い。

合格基準を設けている団体が半数になるが、最終的には試験委員の合議によって決めているところが殆どである。

手話通訳士（仮称）の認定試験を実施する場合は全国共通の合格基準を設定し、実技は地元でという要望もあるが、実施主体は国と全日ろう連中心にという考えが多い。

手話通訳士（仮称）の養成方法（機関）についての考え方は多様であるが、集約すると、養成機関の設置とカリキュラムの確立ということにしばられる。

これからいえることは、手話通訳者（士）については、専門職の方向で厳しく考えている団体が多く、手話通訳士制度の確立に際して考慮する必要があることがわかる。

付録 - （財）全日本聾啞連盟手話通訳認定規則

第1条 財団法人全日本聾啞連盟は、ろうあ者との手話を主とする通訳技術及びろうあ者に関する識見を有する者のうちから特に優秀な者を手話通訳者と認定することにより、ろうあ者の人権を尊重し文化水準の向上を図り、その福祉を増進することを目的とする。

第2条 認定は、試験をもってこれを行う。試験に関する事項は別にこれを定める。

第3条 次に掲げる事由の一に該当する者は認定手話通訳者の資格を有しない。

- (1) 未成年者

- (2) 禁治産・準禁治産・破産の宣告を受けている者。

- (3) 禁固以上の刑に処せられた者でその執行を終わりまたは執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者。

- (4) 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者。

- (5) この規則に基づいて認定の取り消しの処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者。

第4条 通訳技術によるろうあ者に対する福祉活動

「手話通訳士（仮称）」認定基準等に関する報告書

の経験がおおむね3年以上であって、本連盟加盟の都道府県を単位とする団体（以下地域団体という）の推薦を受けた者は、第2条の試験（以下認定試験という）を受けることができる。

第5条 地域団体は、前条の推薦をするに際し、本連盟の寄附行為、本規則その他の諸規定の全趣旨を考慮しなければならない。

第6条 本連盟に認定試験の管理・運営・資格審査を行う手話通訳認定審査委員会（以下認定審査委員会という）を置く。

2. 認定審査委員会は、次の10名をもって構成する。

本連盟役員	6名
手話通訳活動従事者	3名
関係行政庁職員	1名

- 委員は、理事会の承認を得て理事長がこれを委嘱する。
- 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 委員長は、委員の互選による。委員会は、予め委員長に事故にある場合その職務を代行する者を定めておかなければならない。

第7条 認定審査委員会の庶務は、本連盟事務局がこれを行う。

第8条 理事長は、認定試験に合格し認定審査委員会の審査を経て認定手話通訳者と認めるときは、その旨該当者及び地域団体に通知し、且つ認定手話通訳者名簿に登録する。

第9条 理事長は、前条の登録後速やかに本連盟認定手話通訳証及び徽章を該当者に交付する。

2. 認定手話通訳者は、通訳活動を行うときは常に前項の証章を携帯しなければならない。

第10条 理事長は、認定手話通訳者名を本連盟監督官庁、各都道府県、その他関係官公庁に通知する。

第11条 認定手話通訳者は、ろうあ者の人権を尊重しその福祉を増進し以て社会正義を実現することを旨として誠実に通訳活動に従事し、本連盟の運動・事業に協力し、その信用・品位を害してはならず、通訳技術のみならずろうあ者に関する識見を豊かにするよう研さんに努めなければならない。

第12条 認定手話通訳者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）本連盟主催の研修を年1回以上受講すること。
- （2）通訳活動を通じて知り得た秘密を守ること。

第13条 認定手話通訳が、次の各号の一に該当するときは、理事長は認定審査委員会の審査を経てその認定を取り消す。

- （1）第3条の各号の一に該当するとき。
- （2）第4条に規定する推薦団体より取り消しの申し出があったとき。

第14条 認定手話通訳者が本連盟の目的及び方針に反する行為をなし、若しくは依頼者または被通訳者に重大な損害を与えたときは、懲戒を受ける。

2. 懲戒は、理事長が認定審査委員会の審査を経てこれを行う。
3. 懲戒は、次の3種とする。
 - （1）戒告
 - （2）1年以内の通訳活動の停止
 - （3）認定の取り消し

第15条 理事長は、第13条または第14条の処分をしようとするときは、該当者の出頭を求めて聴聞をおこなわなければならない。

2. 前項の場合において、理事長は処分しようとする事由、聴聞の期日、場所等を、その期日の一週間前までに、該当者に通知しなければならない。
3. 聴聞においては、該当者は釈明をし、且つ証拠を提出することができる。
4. 理事長は、該当者が正当な事由なくして聴聞の期日に出席しないときは、聴聞をしないでその処分をすることができる。

第16条 理事長は、認定の取り消しをしたときは、該当者に通知し、且つ第17条に定める処理をしなければならない。

2. 理事長は、前項の処置をした後速やかに認定手話通訳者名簿より当該人の名前を削除し、地域団体・第10条記載の官公庁等に処分の通知をする。
3. 理事長は、前項までに記載した手続をした後速やかに機関紙または機関誌をもって公告する。

- 第17条 認定の取り消しを受けた者は、第9条に定める諸証章を本連盟に返還しなければならない。
2. 第14条第2項の処分を受けた者は、第9条に定める認定手話通訳者証を本連盟に提出して必要な処置を受けなければならない。
- 第18条 認定手話通訳者は、転居に際しては速やかに推薦地域団体、本連盟に届け出なければならない。
2. 認定手話通訳者の転居先が認定試験推薦団体管轄地以外の場合は、理事長は、転居先地域団体に所定の様式（様式4）で通知しなければならない。
- 第19条 認定手話通訳者は、本連盟の依頼により通訳活動をしたときは、報酬を受けることができる。
- 第20条 認定手話通訳者は、本連盟認定手話通訳者連絡会に加入しなければならない。
2. 前項の連絡会に関する事項は、連絡会が定める。
- 第21条 前条の連絡会は、理事長の諮問に答申する

権利義務を有し、且つ意見を述べる権利を有する。

2. 理事長は、前項の諮問の答申及び意見はできる限りこれを尊重しなければならない。

第22条 本規則の改正は、理事会において総理事の3分の2以上の賛成を得、且つ評議員総数の過半数の同意を得なければこれを行うことができない。

附 則

1. 本規則は昭和49年6月3日より実施する。
2. 従来の手話通訳認定規則により認定された手話通訳者は、本規則実施後の認定手話通訳者と同等の権利を有し義務を負う。
3. 本規則実施の際在任する認定審査委員は、当然にはその地位を失わない。
4. 本規則は、別段の定めある場合を除いては、さかのぼって効力を有する。
5. 一部改正 昭和54年6月2日
6. 一部改正 昭和59年6月2日

（財）全日本聾唖連盟手話通訳認定試験規程

（目 的）

第1条 この規程は、手話通訳認定規則第2条に基づいて手話通訳認定試験（以下認定試験という）に関する事項を定める。

（試験の種類）

第2条 認定試験の種類は、実技試験、筆記試験、レポート試験及び面接試験の4種とする。

（試験科目）

第3条 試験科目は、次に掲げる事項を基準として設定する。

（1）実技試験

ア) 手話による表現

- a. 手話の語いの量と内容
- b. 表現の正確度
- c. 表現の角度増進のための演技性
- d. 指文字の理解度
- e. 手話のリズム

イ) 手話の読解

- a. 読解の正確度

b. 通訳表現の適正

1. 口頭訳（言葉の表現力）
2. 筆記訳（文章の表現力）

c. 手話表現にならない内容に対する洞察力

（2）筆記試験（ペーパーテスト）

- ア. 福祉に関する事項
- イ. 教育に関する事項
- ウ. ろうあ運動に関する事項
- エ. その他審査委員会が必要と認めた事項

（3）レポート試験

その年度において審査委員会が決定したテーマによる。

主に、ろうあ運動・手話通訳活動についての基本理念

（4）面接試験

面接試験の応答は、すべて手話をもってこれを行う。

2. 試験科目の詳細は、要項をもって予め受験者

に通知する。

（施行）

第4条 認定試験は、少なくとも毎年1回これを行うものとし、その期日、場所等必要な事項は、予め要項をもって受験者に通知する。

（合格決定の方法）

第5条 認定試験の合格者は、手話通訳認定審査委員会の合議によりこれを決定する。

（合格証書）

第6条 認定試験に合格した者は、合格したことを証明する書面を受ける。

（不正受験者）

第7条 不正の手段によって認定試験を受け、若しくは受けようとした者、またはこの規程若しくは手話通訳認定規則、その他諸規定に違反した者に対してはその試験を停止または合格の決定を取り消すことができる。

（受験手数料）

第8条 認定試験に要する費用は、原則として連盟がこれを負担し、受験者の交通費・宿泊費等を除いては、これを徴しない。

2. 連盟は、前項の交通費・宿泊費等はできうる限りその負担を軽減するよう努めなければならない。

（手話通訳認定審査委員会の職務）

第9条 手話通訳認定審査委員会（以下認定審査委員会という）の職務は、次に掲げる事項とする。

- （1）試験要領の作成
- （2）試験科目の決定
- （3）試験の採点
- （4）受験者の資格審査
- （5）試験結果の理事長への報告
- （6）合格証書の授与

（事後の措置）

第10条 理事長は、認定試験委員会から前条第5号による報告を受けた後、速やかに定められた措置をとらなければならない。

（改正）

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会に報告を行う。

但し、改正に際しては認定審査委員会の意見を徴しなければならない。

附 則

1. 本規程は、昭和59年6月4日より実施する。
2. 本規程は、別に定める場合を除いては、さかのぼって効力を有する。
3. 本規程は、昭和49年に制定した手話通訳認定規則を昭和59年6月4日に新たに規程として制定したもの。

付録Ⅳ (財)全日本聾啞連盟認定手話通訳者県別数

(昭和63年3月現在)

都道府県名	人 数	都道府県名	人 数	都道府県名	人 数
北 海 道	9名	長 野	1名	岡 山	1名
青 森	1名	富 山	1名	広 島	2名
岩 手	0名	石 川	1名	山 口	1名
宮 城	3名	福 井	0名	徳 島	0名
秋 田	0名	岐 阜	0名	香 川	0名
山 形	0名	静 岡	1名	愛 媛	0名
福 島	3名	愛 知	3名	高 知	1名
茨 城	0名	三 重	3名	福 岡	0名
栃 木	0名	滋 賀	1名	佐 賀	0名
群 馬	8名	京 都	21名	長 崎	1名
埼 玉	1名	大 阪	5名	熊 本	0名
千 葉	2名	兵 庫	2名	大 分	1名
東 京	4名	奈 良	2名	宮 崎	3名
神 奈 川	11名	和 歌 山	1名	鹿 児 島	1名
山 梨	2名	鳥 取	0名	沖 縄	1名
新 潟	1名	鳥 根	0名	認定通訳者 数	99名

8	神田和幸	指文字の研究	株式会社 光生館	62. 5. 5
9	国立身体障害者 リハビリテーションセンター	手話読本(I) 手話読本(II)	リハビリテーション 援 護 会	58. 3. 15 60. 9. 20
10	田上隆司・F. C. パン編	手話をめぐって	文化評論出版	昭和51年
11	田上隆司・森明子 立野美奈子	手話の世界	日本放送出版協会	昭和54年
12	田上隆司・森明子 立野美奈子	はじめての手話	日本放送出版協会	56. 5. 1
13	田上隆司・森明子 立野美奈子	手話のすすめ	講 談 社	53. 11. 20
14	栃木県立ろう学校	手指法の手びき	栃木県立ろう学校	昭和43年
15	中野善達編	手話の考察	福村出版	昭和56年
16	中野善達・伊東雋祐	手話を学ぼう 社会編 〃 生活編	福村出版	昭和57年
17	中野善達・伊東雋祐 松本品之 編	手話への招待	福村出版 〃	昭和52年
18	米川明彦	手話言語の記述的研究	明治書院	昭和59年
19	丸山浩路	百万人の手話 百万人の手話教室(1) 〃 (2) 〃 (3) 〃 (4) 〃 (5)	ダイナミックセラーズ 〃 〃 〃 〃 〃	55. 11. 1 56. 5. 1 56. 5. 1 56. 5. 1 57. 1. 21 57. 1. 21